

概 算 数 量 発 注 方 式

町請負工事成績評定対象工事

令和8年度

第 1 0 3 号

分庁舎 1 階廊下照明器具改修工事

特記仕様書

おいらせ町

1. 件名

第103号 分庁舎1階廊下照明器具改修工事

2. 工事場所

おいらせ町上明堂60番地6

3. 予定工事期間

令和8年11月25日から 令和9年3月15日まで

4. 引渡の時期

検査に合格した旨の通知を受けた日から14日以内

5. 建物概要

建物名称：おいらせ町分庁舎

構造：RC造

階数：地上5階

延べ面積：2,704.697㎡

用途：消防令別表第1-15号

6. 共通仕様

(1)本共通仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は次による。

「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下「改修標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版」（以下「標準図」という。）による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（以下「標仕」という。）による。

(2)標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。

1)「契約書」を「おいらせ町財務規則（平成18年3月1日おいらせ町規則第45号）第139条第2項に規定する契約約款」（以下「約款」という。）に読み替える。

7. 特記仕様

(1)発注方式：概算数量発注方式による。

本工事は、設計業務を行わずに当初設計を概算で数量計上し、契約後に請負者が現地の調査・計画のうえ発注者と協議により施工し、施工数量が確定する段階で清算変更する発注方式です。（参考情報：設計・施工分離発注方式→設計と施工を別の主体（業者等）に発注する方式のこと。）

なお、計画を行うにあつては、照明環境の改善は不要とし、既存照明器具とほぼ同等の明るさを確保でき、かつ安価な改修方法とすること。

(2)施工時期・時間・施工方法制約の有無：閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）とする。

(3)一般事項

1)工事実績情報の登録：請負工事費500万円以上の場合登録する。

2)施工従事者：資格が必要な工種の施工にあつては、関係法令に基づき、資格を有する者により施工すること。

3) 工事の記録等：公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。

4) 完成図等：次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数は監督職員の指示による。

・製本（完成図・施工図）及びCADデータ（p21 など）もしくはPDFデータ

提出部数 1部

5) 施工図等の取り扱い：施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

6) 工事完成写真：工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。

提出部数 1部

7) 工事施工状況写真：工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるよう「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

提出部数 1部

(4) 共通事項

1) 足場・栈橋等：本工事で設置する。

2) 工事用水：構内既存施設を利用できる。

3) 工事用電力：構内既存施設を利用できる。

(5) 電灯設備

1) 電気方式：単相2線式（100V・200V）

(6) 試験

1) 機材の試験：標準仕様書による。

2) 施工の試験：標準仕様書による。

(7) 追加特記事項

1) 工事成績評定：「おいらせ町請負工事成績評定要領（平成18年3月1日告示第20号）」による。

2) PCBの有無の確認：既設照明器具撤去時に照明器具内の安定器を調査し、PCBの有無を確認すること。安定器にPCB含有が確認された場合は監督員と相談のうえ適切に処理すること。

3) アスベスト含有確認：大気汚染防止法に基づく措置を講ずること。

【添付資料】

- ・数量総括表
- ・数量明細書
- ・位置図
- ・施工箇所図